

愛媛県県民文化会館及び周辺県有地の活用に係る検討会議開催要綱

(開催)

第1条 愛媛県の持続的な発展を見据えたMICE関連施設の整備に向けて、県民文化会館及び周辺県有地の活用の方向性等に係る意見を聴取するため、愛媛県県民文化会館及び周辺県有地の活用に係る検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 県民文化会館南側県有地「活用の方向性」の改訂に関すること。
- (2) 県有地の活用に係る事業協力者公募要件に関すること。
- (3) その他県民文化会館及び周辺県有地の活用に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員長)

第4条 検討会議に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、委員長が招集する。ただし、第1回目の会議は知事が招集するものとする。

- 2 委員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ委員長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 検討会議の関係者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、愛媛県企画振興部政策企画局総合政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和7年7月16日から施行する。

別表（第3条関係）

氏 名	所属・役職
井口 梓	愛媛大学社会共創学部 副学部長
井上 裕士	道後温泉旅館協同組合 副理事長
井料 愛	池田公認会計士事務所 公認会計士
倉内 慎也	愛媛大学大学院理工学研究科 准教授
高橋 祐二	愛媛県商工会議所連合会 会頭
東淵 則之	松山大学経営学部経営学科 教授
永井 由起	（公社）愛媛県建築士会女性委員会 委員長
二本松 裕子	森・濱田松本法律事務所 弁護士
矢野 大二	（公財）松山観光コンベンション協会 副会長